



暑中お見舞い
申し上げます

両澤忠一郎



編集 発行人
税 理 士
両澤 忠一郎

〒384-2202
長野県佐久市望月16番地1
TEL 0267-53-2400

8月 (葉月) AUGUST

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	16	30
月	17	31
火	18	
水	19	
木	20	
金	21	
土	22	

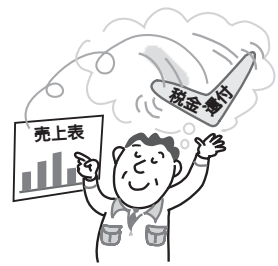
8月の税務と労務

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント FX取引

外国為替証拠金取引のこと。外国為替(外国通貨)の売買により、為替差益や2つの通貨間の金利差から生じる利益を得るのが投資の目的。少額の証拠金(保証金)を担保にして、多額の取引ができることや、インターネットを利用して手軽にできることから個人投資家に人気がある反面、リスクもあります。

復活した 欠損金繰戻し還付制度 のポイント



青色欠損金については、その事業年度の開始日前一年以内に開始した事業年度（一年決算の場合は直前事業年度）に欠損金を繰り戻して還付を受ける制度があります。この制度は平成四年から適用が凍結されてきました。

平成二十一年度税制改正では、平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度、つまり今年の二月決算法人から資本金等が一億円以下の法人などの中小法人等に限り、制度が復活しています。

1 制度創設の趣旨

戦後のシャウプ勧告により設けられた規定で、シャウプ勧告では次のように指摘しています。「多くの事業は、完全に業務を廃

止する直前には多額の欠損の時期があり、かような場合には、税を控除しようにも将来の所得というものがないのである。更に、繰越欠損制度が納税者に与える恩恵は後になってからでなくては表れてこないものであつて、すでにその時には、欠損の生じた時と比べれば、この制度の必要性ははるかに減少してしまつていたのである。それ故にわれわれは、欠損の繰戻しを納税者に認めるよう勧告する。」
これは、現在にも通じる名言といえるでしょう。
しかし、過去に納めた税金を還付する制度は、これを無制限に認めると、国家財政を非常に不安定にする危険性もあるため、租税特別措置法により時限的に適用を停止してきました。

2 復活の背景

現在のわが国の経済状況は、一〇〇年に一度といわれる経済危機の影響で、非常に厳しい状況下であり、特に中小企業の資金繰りにおいては顕著に表れていることから復活させたようです。

一方、大企業については、融資や起債などによる資本増強の手段が多いため、欠損金繰戻し還付制度の復活は認めなかつたようです。

3 制度の概要

(1) 適用対象法人

適用対象となる法人の条件には、次の二点があります。

青色申告書を提出する法人であること

欠損金繰戻し還付制度の適用対象法人は、内国法人で青色申告書を提出する法人に限られています。

ここで注意すべきは、還付所得事業年度（法人税額の生じた事業年度）から欠損事業年度まで連続して青色申告書

を提出している場合で、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用されることです。

中小法人等であること

中小法人等とは、普通法人のうち、期末資本金の額が一億円以下（一億円以下の法人かどうかの判断は期末時点で行います。）であるもの、他、公益法人や協同組合等を行います。

(2) 還付請求金額

下記算式参照。

* 還付所得事業年度の法人税額は、本税のみが対象であり、延滞税や加算税は含まれません。

通常の場合の還付請求額

還付請求額

還付請求額

還付請求額

還付請求額

還付請求額

還付請求額

還付請求額

$$\text{還付請求額} = \frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} \times \text{欠損事業年度の欠損金額}$$

【設例1】

A株式会社は連続して青色申告書を提出している資本金1,000万円の普通法人（事業年度は4月1日から翌年3月31日）である。平成21年3月31日決算における欠損金繰戻し還付による還付請求金額はいくらになるか。

平成20年3月期の申告所得金額 10,000,000円
平成21年3月期の欠損金額 8,000,000円

（解答）

平成20年3月期の法人税額
8,000,000円 × 22% = 1,760,000円
2,000,000円 × 30% = 600,000円
1,760,000円 + 600,000円 = 2,360,000円
還付請求金額
2,360,000円 × $\frac{8,000,000円}{10,000,000円}$ = 1,888,000円

【設例2】

B株式会社は連続して青色申告書を提出している資本金2,000万円の普通法人（事業年度は9月1日から翌年8月31日）である。平成21年8月31日決算における欠損金繰戻し還付による還付請求額はいくらになるか。

平成20年8月期の申告所得金額 6,000,000円
平成21年8月期の欠損金額 9,000,000円

（解答）

平成20年8月期の法人税額 6,000,000円 × 22% = 1,320,000円
還付請求金額 1,320,000円 × $\frac{6,000,000円}{6,000,000円}$ = 1,320,000円

欠損金の繰戻しによる還付請求書

 平成 年 月 日		<small>※整理番号</small>	
		<small>※欄外への記載</small>	
(フリガナ)			
法人名等			
納税地		〒	
(フリガナ)		電話() -	
代表者氏名		〒	
代表者住所			
事業種目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額	1	
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額	2	
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額	3	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4	
	差引所得金額(3-4)	5	
	納付の確定した法人税額	6	
	仮算出に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7	
	控 除 税 額	8	
	使途秘匿金額に対する税額	9	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	
	リース特別控除取戻税額	11	
	法人税額(6+7+8-9-10-11)	12	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	
	差引法人税額(12-13)	14	
	還 付 金 額 (14 × 2 / 5)	15	
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 発 所 協同・農協 本店・支所 預金 口座番号		
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号		
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		

算式上の欠損事業年度の欠損金額は、還付所得事業年度の所得金額を超えることはできません。つまり算式の分数部分は一を超えないことではなく、分母の金額を超える欠損事業年度の欠損金額は、青色申告書を提出した事業年度の欠損金として七年間の繰越控除が認められます。

設例2参照。

4 還付の手続き

欠損金の繰戻し還付による法人税額の還付を請求する場合には、左の「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を欠損事業年度の確定申告書と同時に、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

これまで全国一律だった協会けんぽの健康保険（従来の政府管掌健康保険）の保険料率が、9月分の保険料（10月納付分）からいっせいに都道府県ごとの保険料率になります。高齢者が多い、所得水準が低い地域ほど保険料率が高くなることから平成25年9月まで激変緩和措置がとられています。

経済対策、環境保護、省エネなどから政府が後押しをする「エコ」が脚光を浴びています。ハイブリッド車や電気自動車などのエコカーの取得に対しては自動車重量税・自動車取得税が免除になり、ソーラーパネルなど太陽光発電設備の設置費用については国や地方自治体の補助金のほか税制面でも手当てされています。また、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビを購入するとエコポイントが取得できる制度が5月15日からスタートしています。

世界的大不況の後を襲ったのが豚（新型）インフルエンザの世界的大流行でした。交通機関の発達では世界を狭くしたと、古くから言われていますが、その急速な感染に直面してみると、改めて実感がわいてきます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

答

一 括償却資産として計上した資産は、その後の

ますか。

未償却残額の取扱いはどうなる
算上必要経費に算入していい
場合、前年までに事業所得の計
却資産を引き継ぎました。この

問

個人事業を廃止して法人成りした際に、一 括償

法人成りした場合の一 括償却資産の取扱い

譲渡、除却等に関わらず三年間で均等償却することになります。

ただし法人成りした場合には、事業が廃止されてしまいうち必要経費に算入していい部分は、すべて事業を廃止した日の属する年分の事業所得の必要経費に算入してよいという取扱いになっています。

賃貸借処理により仕入税額控除をした場合の更正の請求の可否

Q

当社は所有権移転外リース取引について賃貸借処理をし、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れ等として消費税の申告を行いました。後日これを売買処理とし、引き渡し日の属する課税期間で全額を控除するという更正の請求は認められますか。

A

認められません。更正の請求は、申告書に記載した課税標準等が法律の規定に従っていなかったことや計算に誤りがあった場合に認められるものです。

よって、賃貸借処理に基づき仕入税額控除をすることは、正しい処理として認められているものであり、その計算に誤りもないことから、それを選択して申告している以上、更正の請求は認められません。